Fight! Fukushima! がんばろうふくしま！

週刊 避難者応援情報紙

浜通り×さんじょうライフ

6月1日発行
Vol.548

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

5/28 土・29 日

南相馬市HP
「みなみそうまトピックス」から

第9回復興支援熱気球イベント「のまおい夢気球プロジェクト」

5月28日と29日の2日間、雲雀ヶ原祭場地で第9回復興支援熱気球イベント「のまおい夢気球プロジェクト」が開催されました。

2ページをご覧ください。

目　次

●「みなみそうまトピックス」から
・第９回復興支援熱気球イベント「のまおい夢気球プロジェクト」 ---- 2
・小高つながる市 withわたしのcoしごとマルシェ ---- 3

●被災自治体News
南相馬市 ---- 4
浪江町 ---- 9
双葉町 ---- 13

●東京電力ホールディングス
・個人さまに対する請求書類「生命・身体的損害に係る賠償」の発送について ---- 15

●新潟県
・ワクチン・検査パッケージ等のためのPCR検査所について ---- 16

新潟県新型コロナ受診・相談センター
番号間違いに注意！！
☎ 025-385-7634
☎ 025-385-7541
☎ 025-256-8275
毎日24時間対応（土日・祝日含む）

5/28（土）・29（日）

第9回復興支援熱気球イベント「のまおい夢気球プロジェクト」

5月28日と29日の2日間、雲雀ヶ原祭場地で第9回復興支援熱気球イベント「のまおい夢気球プロジェクト」が開催されました。

参加者はカラフルな気球に乗って、早朝の穏やかな風の中、日頃見ることができない上空からの風景を楽しんでいました。

南相馬市HP「みなみそうまトピックス」から

5/22 日 小高つながる市withわたしのcoしごとマルシェ

小高つながる市 with わたしのcoしごとマルシェは5月22日、小高交流センターで開かれました。

実行委員会とicoiの主催で、会場には「わたしのCOしごとエリア」「クラフト作家エリア」といったさまざまなエリアが設けられ、大勢の市民が、こだわりが詰まった一品や出展者との出会いを楽しんでいました。

みなみそうまチャンネル

南相馬市

電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663
（平日のみ　午前9時～午後5時）

今週の番組　60分　※パソコン視聴

番組内容［5/27～6/3］

1. オープニング&今週の番組［2分］
2. 南相馬市中学校卒業式～絆を胸に新しい未来へ～［7分］
3. ネーミングライツ・パートナー承認書贈呈式［12分］
4. 月刊　図書館通信　6月号［7分］
5. お家でできる軽体操～肩こり予防編～［4分］
6. 自分と大切な人の命を守るために ふくしまマイ避難ノート［6分］
7. 気をつけろ　カードすり替え［2分］
8. 四季百景～南相馬山紫水明の間から～［6分］
9. 南相馬から、VOICE～ここで生きていく～［13分］
10. リクエストアワーのお知らせ［1分］

南相馬市からのお知らせ

18～59歳で新型コロナワクチン4回目接種を希望する方（基礎疾患を有する方）の申告について

6月1日HP更新

4回目接種の対象者

3回目接種から5カ月以上経過した方のうち

1. 60歳以上の方（今後意向調査を行い、回答をいただいた方に接種券等を送ります。）
2. **18～59歳の基礎疾患を有する方**

《基礎疾患を有する方の範囲は、下記の基礎疾患等確認票のとおり》

※1・2回目接種時に申告していない方は、市で把握できないため、申告が必要です。

※障害者手帳などをお持ちの方、1・2回目接種時に申告した方は市で把握しています。
今後、意向調査を行い、回答をいただいた方に接種券等を送ります。

申告が必要な方

南相馬市に住民票がある18～59歳の基礎疾患を有する方で、1・2回目接種時に基礎疾患の申告をしていない方

注意 60歳以上の方、障害者手帳等をお持ちの方、1・2回目接種時に申告済みの方は申告不要です。

申告期間

6月1日（水）～6月17日（金）

申告方法（6月17日(金曜)必着）

基礎疾患等確認票を、郵送またはファックスで期間内に提出してください。

▶ 基礎疾患等確認票［PDF］
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/55/20220527_kisoshikkan_pdf.pdf

▶ 基礎疾患等確認票［Word］
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/55/20220527_kisoshikkan_word.docx

【送付先】 〒975-8686　南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市役所 新型コロナ対策課　FAX 0244-24-5468

次ページへ続きます

その他

- 申告受け付け後、3回目接種完了日をもとに適切な時期に接種券等をお送りします。
- 基礎疾患を有する18～59歳の方の4回目接種については、予防接種法の努力義務の規定(感染症のまん延防止の観点から「接種を受けるよう努めなければならない」という予防接種法の規定)は適用されません。本人が理解した上でご判断ください。

問い合わせ　健康福祉部 新型コロナ対策課
ワクチン接種に関すること　0120-268-237

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について

6月1日HP更新

市では、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策に基づき、低所得の子育て世帯に対し、生活支援として「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を予定しています。

▶ 子育て世帯生活支援金（ひとり親世帯分）について［PDF］
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/kosodatesetaiseikatusienhitorioyatirasi.pdf

支給対象者

次のいずれかに該当する方

⑴ 令和4年4月分の児童扶養手当の受給者

⑵ 公的年金等（遺族年金・障がい年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など）を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
注意 令和2年の所得が、制限額を下回る方に限ります。
注意 すでに児童扶養手当の認定を受けている方だけでなく、認定を受けていない方で、過去に児童扶養手当の申請をしていたとすれば、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります。

⑶ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準となっている方

支給額

対象児童1人にあたり 5万円

次ページへ続きます

申請方法

⑴ 令和4年4月分の児童扶養手当の受給者

申請不要

⑵ 公的年金等を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

必要書類を窓口に直接、または郵送で提出してください。

▶低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）［Excel］
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/kosodatesetaiseikatusiennhitorioyasinseisyo.xlsx

▶低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）記載例［PDF］
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/kisaireihitorinenkin.pdf

▶簡易な収入見込額の申立書（申請者本人・扶養義務者用）【公的年金給付等受給者】［Excel］
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/kosodatesetaiseikatusiennhitorioyanenkinsyunyu.xlsx

▶簡易な所得見込額の申立書【公的年金等受給者】［Excel］
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/kosodatesetaiseikatusiennhitorioyanenkinsyotoku.xlsx

注意 扶養義務者用は同居の親族がいる場合に提出してください。

【⑵の添付書類】

- 請求者本人および児童の戸籍謄本
  注意 児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成の認定を受けている方は不要
- 振込口座の分かるもの（通帳・キャッシュカードの写し）
- 令和3年度（令和2年中（令和2年1月～12月））の年金受給額が分かるもの（年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書の写し）

⑶ 新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準となっている方

必要書類を窓口に直接、または郵送で提出してください。

次ページへ続きます

▶ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）［Excel］
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/kosodatesetaiseikatusiennhitorioyasinseisyokakei.xlsx

▶ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）記載例［PDF］
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/kisaireihitorikakeikyuhen.pdf

▶ 簡易な収入見込額の申立書（申請者本人・扶養義務者用）【家計急変者】［Excel］
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/kosodatesetaiseikatusiennhitorioyakakeikyuhensyunyu.xlsx

▶ 簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】［Excel］
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/kosodatesetaiseikatusiennhitorioyakakeikyuhensyotoku.xlsx

注意 扶養義務者用は同居の親族がいる場合に提出してください。

【(3)の添付書類】
- 戸籍謄本（児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成の認定を受けている方は不要）
- 振込口座の分かるもの（通帳・キャッシュカードの写し）
- 令和2年2月以降の任意の1カ月の収入について分かる給与明細書、帳簿等の写し
- 令和2年2月以降の任意の1カ月の年金受給金額の分かるもの（年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書の写し）
  注意 公的年金を受給していない方は不要

申請期間

6月24日（金）～令和5年2月28日（火）

支給日

(1) 令和4年4月分の児童扶養手当の受給者
6月30日（木）予定（児童扶養手当支給している口座に振り込み）

(2) それ以外の給付
申請内容を確認後7月以降順次支払い

問い合わせ こども未来部 こども家庭課 子育て支援係 TEL 0244-24-5215

マスクの着用の考え方について

5月31日HP更新

令和4年5月20日付で、厚生労働省から以下のとおりマスク着用の考え方が示されました。

屋外でのマスク着用について

ランニングなど離れて行う運動や、鬼ごっこのような密にならない外遊びなど、屋外で、2メートル以上を目安として他者との距離が確保できる場合はマスクを着用する必要はないこと。

徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うことはあっても、会話はほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要がないこと。
屋外であっても、近い距離で会話をするような場面では引き続き、マスクの着用を推奨すること。

夏場については、熱中症になるリスクが高くなるので、上記のマスクを着用する必要はない場面では、マスクを外していただくことを推奨すること。

屋内でのマスク着用について

他者との距離が確保できており、会話がほとんどない場合は、マスク着用は必要ないこと。他方、会話を行う場合は着用推奨すること。
距離が確保できない場合、会話を行うとはマスクの着用推奨すること。
加えて、通勤電車の中など距離が確保できない場合で、会話をほとんど行わないときについても、着用を推奨すること。

子どものマスク着用について

子どものマスク着用については、これまでも2歳未満については、マスク着用は奨めておらず、この取り扱いに変更はないこと。

2歳以上の就学前の子どもについては、オミクロン株への対応として、令和4年2月から、保育所などにおいて、可能な範囲で、一時的にマスク着用を奨めてきたが、今般、この取り扱いについて、2月の変更前に戻すこと。

具体的には、個々の発達の状況や体調などを踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこと。

なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者などの判断により、可能な範囲で、マスク着用を求めることは考えられること。この場合でも、マスク着用を無理強いすることにならないようにすること。

問い合わせ
健康福祉部 新型コロナ対策課
新型コロナウイルスに関すること
TEL 090-2796-8023、090-2796-8024

浪江町からのお知らせ

東京電力ホールディングス株式会社による住宅への進入路などの除草のお手伝い

5月24日HP更新

対象区域

浪江町全区域

対象範囲

公道から自宅玄関までの進入路および1～2台分の駐車スペースの除草

申込先

東京電力ホールディングス株式会社福島復興本社 復興推進室 浪江町・葛尾村グループ

０８０－５５２７－３９５９

※電話が混み合うことがございますので、ご了承ください。

受付日：月曜日～金曜日

※祝日、8月11日(木・祝)～8月16日(火)、12月26日(月)～令和5年1月6日(金)を除く。

受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時

※時間外はつながりませんのでご了承ください。

お願い

- 除草にあたり、現地確認や準備を実施させていただきますので、お申し込み受け付けから2～4カ月以降の実施となります。
- 除染作業、庭木・植木の伐採、更地の除草は致しかねますので、ご了承ください。
- 現地および除草個所確認のため、東電社員が事前に敷地内に立入りさせていただくことがあります。
- 作業日時の指定や立ち会いはご容赦ください。
- 作業実施前に東電作業責任者からご連絡させていただきます。
- 危険と判断される場合、作業をお引き受けできない場合がございます。
- 除草は刈り倒しを基本とし、敷地内に置かせていただきます。

問い合わせ　住民課 除染環境係　TEL 0240-34-0228

東京電力ホールディングス株式会社による簡易作業のお手伝いのお知らせ

5月24日HP更新

対象区域

避難指示解除区域、特定復興再生拠点区域、拠点道路外縁対象区域

注意 上記区域外の帰還困難区域は除く。

作業内容

家財道具・物品の片付けや搬出など、2人で1時間程度でできる軽作業。
不要物を処分する場合は、申込者様が用意された車両までの運搬となります。
また、処分費用は申込者様のご負担となります。

注意 内容によって、事前立会いをお願いすることがあります。

申込先

東京電力ホールディングス株式会社福島復興本社 復興推進室 浪江町・葛尾村グループ

０８０－５５２７－３９５９

※電話が混み合うことがございますので、ご了承ください。

受付日：月曜日～金曜日
※祝日、8月11日(木・祝)～8月16日(火)、
12月26日(月)～令和5年1月6日(金)を除く。

受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時
※時間外はつながりませんのでご了承ください。

実施日

月曜日から金曜日
※ 祝日、8月11日(木・祝)～8月16日(火)、12月26日(月)～令和5年1月6日(金)を除く。

お願い

- 基本的にご連絡をいただいたその日に現地確認をさせていただきますが、作業については内容によって後日実施させていただくことがございます。
- 人力でできる範囲とさせていただきます。
- 危険と判断される場合、作業をお引き受けできない場合がございます。

問い合わせ 住民課 除染環境係 TEL 0240-34-0228

【補助金があります】住宅に合併処理浄化槽を設置する方へ

5月30日HP更新

浪江町合併処理浄化槽設置整備事業補助金について

浪江町では、公共用水域の水質汚濁の防止、および既存の汚水処理未普及の解消をするために、合併処理浄化槽の普及促進を行っています。

浪江町内に所在する住宅に、合併処理浄化槽を設置する方に補助金(設置費補助・撤去費補助・宅内配管工事費補助)を交付しています。

本制度を受けることができる条件

- 下水道が整備されていない町内区域
- 建築物の用途が住宅であること。(店舗等との併用住宅の場合、住宅部分の床面積が、延べ床面積の2分の1以上である必要があります。)
- 浄化槽法の規定による構造基準に適合する浄化槽であること。
- 処理対象人員が20人以下であること。

設置費補助

- 既存住宅に対し、これまで使用していた汲み取り便槽、または単独処理浄化槽を完全撤去し、新たに合併処理浄化槽を設置する方。
- 更地に住宅を新築し、合併処理浄化槽を設置する方。(汚水処理未普及の解消につながる必要があります。)
- 震災の影響により、既存の汲取り便槽、単独処理浄化槽または合併処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽へと転換・新設する方。※1

設置にあたり、下記の要件を満たす場合は、それぞれ追加で補助が受けられます。

1.撤去費補助

- 既存住宅に対し、これまでに使用していた汲み取り便槽、または単独処理浄化槽を完全撤去した場合。
- 震災の影響により、汲み取り便槽、単独処理浄化槽または合併処理浄化槽を完全撤去する場合。※2

2.宅内配管工事費補助

- 既存住宅に対して、水回りのリフォームなどにより単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へと転換する場合のみ。(建替えに伴う転換は、対象外となります。)

次ページへ続きます

【補助額限度額一覧】

人槽	補助限度額 設置費	補助限度額 撤去費	補助限度額 宅内配管工事費
5人槽	332,000円	45,000円	300,000円
7人槽	414,000円	45,000円	300,000円
10人槽	548,000円	45,000円	300,000円

※1，2

震災の影響により、既存の住宅に対し、リフォームまたは建替えに伴い既存の合併処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を新しく設置する場合、設置費補助および撤去費補助を受けるためには、専門資格取得者による理由書および不良箇所の写真が必要となります。

提出書類

▶合併処理浄化槽設置整備事業フロー図［PDF］
https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/10168.pdf

▶補助金申請提出書類［Word］
https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/10169.docx

注意事項

- 補助金交付申請は、浄化槽設置前に必ず提出してください。
（施工前の現場確認があります。）
- 予算上限に到達した場合は、受け付けを終了します。

条例・要綱

▶浪江町合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱［Word］
https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/10165.docx

▶浪江町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱［Word］
https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/10166.docx

問い合わせ　住宅水道課 料金会計係　TEL 0240-34-0234

双葉町からのお知らせ

町民の皆さまへ（町長メッセージ）

6月1日HP更新

6月を迎えました。緑が色濃くなり、過ごしやすい季節となりました。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ゴールデンウィークは2020年には緊急事態宣言下であり、2021年は県をまたぐ移動の自粛が呼びかけられ、今年は3年ぶりに行動制限のない大型連休となりました。報道によると、「外出しない」という意識から、「注意して外出する」という意識に変わり、観光地への人出や新幹線等の乗車率が大幅に上がったということですが、町民の皆さまはどのように過ごされたでしょうか。早く日常生活が戻り、以前のように町民の皆さま同士の交流ができるようになってほしいと強く願っております。

4月26日には特定復興再生拠点区域内の一部野菜の作付け実証試験で、昨年度収穫したホウレンソウやコマツナ、キャベツなどについて放射性物質を検査した結果、放射性セシウム濃度が全ての検体で基準値（1キログラム当たり100ベクレル）を下回ったことから、政府は、双葉町、葛尾村の特定復興再生拠点区域内で栽培されるホウレンソウなどの非結球性葉菜類、キャベツなどの結球性葉菜類、ブロッコリーなどのアブラナ科の花蕾類の摂取制限、出荷制限とカブの出荷制限を解除しました。今後の営農再開が大きく前進することを期待しています。

また、中野地区でビジネスホテル「ARM双葉」を運営する株式会社アルムシステムからホテルの西側に温浴施設などを備えた「さくらの里双葉」を新設するとの発表がありました。宿泊施設棟と温浴施設「双葉の湯」、2階には70席を備えるレストランも入る予定であり、来年の春のオープンを目指しているとのことで、町民の皆さまの交流の場をはじめ、ビジネスや観光での利便性が飛躍的に高まると大いに期待しております。

5月12日から今月4日までの日程で県内外11カ所において住民説明会を行っております。会場ごとに2部構成により、前半は町から特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向け、放射線量や除染の状況、生活関連サービス等の整備状況について説明し、後半は国から特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の今後の取り組みについて説明しております。住民説明会で住民の皆さまのご意見をお伺いした上で、特定復興再生拠点区域外については、早ければ夏頃を目標に、拠点外の町民世帯への意向調査を行う予定です。町としましては、双葉町全域の除染について、引き続き国に強く要望し

次ページへ続きます

てまいります。

間もなく梅雨の季節を迎えます。植物や農作物にとっては恵の雨となりますが、湿度が高く、気温の変化が激しい時期でありますので、町民の皆さまには引き続きお身体に気をつけてお過ごしくださいますようお願い申し上げます。

双葉町長　伊澤　史朗

駅西住宅事前登録申込状況のおしらせ

5月24日HP更新

「駅西住宅」入居希望者の事前登録の受付中です。

5月23日までの受け付け状況をお知らせします。
「駅西住宅」に入居を希望している方は、6月30日までに事前登録の申し込みをしてください。

▶駅西住宅事前登録申込状況［PDF］
https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14017/0523.pdf

▶駅西住宅の事前登録のおしらせ
https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/9947.htm

問い合わせ　総務課　TEL 0246-84-5201

TEPCO
東京電力ホールディングス
福島復興本社

個人さまに対する請求書類「生命・身体的損害に係る賠償」の発送について

5月27日

「生命・身体的損害に係る賠償」につきまして、以下の通りご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

・ご請求対象期間：2022年3月1日から2022年5月31日まで（原則3カ月単位）
・ご請求受付開始：6月1日

なお、当社事故により避難等を余儀なくされたことで、生命・身体的損害による就労不能損害を被られている方につきましては、「生命・身体的損害に係る賠償」にて就労不能損害をご請求くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >
福島原子力補償相談室（コールセンター）
0120-926-404　午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））
午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

新潟県

新型コロナ
基本的感染対策実施

皆様へのお願い

・手洗い 手指消毒 3密回避 マスク着用 の徹底
・体調不良時は
飲み会やイベントの不参加を徹底
（家族が濃厚接触者や体調不良の場合なども不参加）
・家庭内でもこまめな換気を

早めのワクチン接種をお願いします
5歳～11歳のワクチン接種も始まっています

新潟県

ワクチン・検査パッケージ等のための PCR検査所について

感染不安を感じる無症状の方を対象とした無料検査（PCR検査または抗原定性検査）が **6月30日まで延長**になりました。

三条市内では、引き続き民間薬局等※で検査が受けられます。

なお、**燕三条地場産業振興センターメッセピアの検査所は、5月31日をもちまして閉所となりました。**

※検査を受けられる民間薬局等については、下記新潟県ホームページをご覧ください。

▶ 新潟県 ワクチン・検査パッケージ対応「抗原定性検査/PCR検査」（新潟県ホームページ）
https://niigata-corona-kensa.com/

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- 転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- 家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- 避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先 三条市 福祉課 福祉・公営住宅係
TEL 0256-34-5405

三条市に避難している
世帯数と人数（2022.6.1現在）

市町村名		世帯数	人数
	小高区	15	37
	原町区	3	3
南相馬市	計	18	40
浪江町		3	10
双葉町		1	3
郡山市		5	9
合　計		27	62

発行/三条市総務部政策推進課　三条市旭町二丁目３番１号
Tel 0256-34-5511